

教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域の実情を勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の量の見込みと確保方策（確保の内容と実施時期）を示すこととしています。

なお、本市は、第1期計画では、市内全体を一つの教育・保育提供区域として設定しています。

2. 区域設定の考え方

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

留意点

教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整の単位であり、学区制とは違い、区域外への通園等ができないわけではありません。

3. 区域設定のポイント

（1）子どもや保護者が利用しやすい範囲であるか（利用実態が反映されているか）

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

（2）事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか（事業量の調整単位として適切か）

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

4. 区域設定の方針

利用実態を分析するとともに、各条件を総合的に勘案し、需給バランスを的確に捉えた新たな区域設定をしたいと考えています。